

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条～第10条の2 省略 (扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳以上に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(この条において「扶養親族である子、父母等」という。)については、1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合</p> | <p>第1条～第10条の2 省略 (扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 身体又は精神に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については12,000円、同項第2号に掲げる扶養親族(この条において「扶養親族である子」という。)については7,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族(この条において「扶養親族である父母等」という。)については、1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のな</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族である子、<u>父母等</u>がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>6 省略</p> <p>7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族である子、<u>父母等</u>で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが<u>扶養親族である配偶者</u>を有するに至った場合における当該扶養親族である子、<u>父母等</u>に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、<u>父母等</u>で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、<u>父母等</u>に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> | <p>(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族である子又は<u>扶養親族である父母等</u>がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>6 省略</p> <p>7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族である子及び<u>扶養親族である父母等</u>で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが<u>配偶者</u>を有するに至った場合における当該扶養親族である子及び<u>扶養親族である父母等</u>に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子及び<u>扶養親族である父母等</u>で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子及び<u>扶養親族である父母等</u>に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> |
|---|---|

三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条～第5条の3 省略 (扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> | <p>第1条～第5条の3 省略 (扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> |

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

以下省略

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障害のある者

以下省略

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条～第7条 省略 (扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> <u>(3)</u> 満60歳以上の父母及び祖父母 <u>(4)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 <u>(5)</u> 身体又は精神に著しい障害のある者 以下省略</p> | <p>第1条～第7条 省略 (扶養手当) 第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(3)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 <u>(4)</u> 満60歳以上の父母及び祖父母 <u>(5)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 <u>(6)</u> 身体又は精神に著しい障害のある者 以下省略</p> |